

平成30年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年3月27日（火）

午後1時30分開会

開催日時	平成30年3月27日	開会 閉会	1時30分 2時43分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室			
出席委員	教育長 山本 修司 教育長職務代理者 鮎川志津子	委 員 福元 弘和 委 員 岡村理栄子 委 員 浅野 智彦		
欠席委員				
説明のため出席した者の職氏名	生涯学習部長 西田 剛 庶務課長 加藤 真一 学務課長 河田 京子 指導室長 小林 正隆 統括指導主事 平田 勇治 指導主事 丸山 智史 指導主事 田村 忍	生涯学習課長 内田 雄介 図書館長 菊池 幸子 公民館長 西村 直邦 庶務係長 中島 憲彦		
調 製				
傍聴者 人 数	4名			

日程	議題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	代処第7号	第27期小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理について
第3	議案第6号	学校医及び学校薬剤師の解嘱について
第4	議案第7号	学校医及び学校薬剤師の委嘱について
第5	議案第8号	第28期小金井市スポーツ推進委員の委嘱について
第6	報告事項	1 学区域の見直しの検討状況について 2 平成30年度就学援助制度について 3 働き方改革について 4 不登校児童生徒支援モデル事業について 5 市立小学校特別支援教室の開設について 6 総務省『「次世代学校ＩＣＴ環境」の整備に向けた実証』の研究について 7 図書館の蔵書点検の結果について 8 その他 9 今後の日程 10 平成30年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第7	代処第8号	職員の分限処分に関する代理処理について
第8	代処第9号	職員の併任に関する代理処理について
第9	議案第9号	職員の人事異動について

山本教育長

皆さん、こんにちは。

私が教育長として司会をする最後の教育委員会である。よろしくお願いする。

ただいまから平成 30 年第 3 回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第 1、会議録署名委員の指名。

本日の会議録署名委員は、鮎川教育長職務代理者と福元委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記 2 名が選出された。)

山本教育長

次に、日程第 2、代処第 7 号、第 27 期小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

西田生涯

提案理由について、ご説明する。

学習部長

本案件は、本人の強い希望によるもので、教育委員会の議決すべき事項で特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないので、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規程に基づく代理処理したことについて、同条第 2 項の規程に基づきその承認を求めるものである。

細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願い申し上げる。

内田生涯

細部について、ご説明申し上げる。

学習課長

辞職願者の氏名は田澤英徳氏である。辞任願の届け出日は本年 3 月 7 日だった。本人の強い希望があったことから、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項に定める、特に緊急を要するときに該当すると認め、3 月 9 日付で教育長の代理処理をしている。

なお、任期まで間もないことから、欠員補充は行っていない。

その他、詳細は資料をごらん願う。

以上である。

山本教育長 説明が終わった。  
ご質問、ご意見等、あるか。よろしいか。  
以上で質疑を終了する。  
お諮りする。代処第7号、第27期小金井市スポーツ推進委員の解嘱に関する代理処理については、承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は承認と決定した。  
次に、日程第3、議案第6号、学校医及び学校薬剤師の解嘱について、日程第4、議案第7号、学校医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とするところであるが、円滑な議事進行を図るため、以上2件については一括議題としたいと思う。これにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。日程第3、日程第4の2件については一括議題とすることに決定した。  
それでは、提案理由を説明願う。

加藤庶務課長 提案理由についてご説明する。  
学校医及び学校薬剤師において、任期の途中で辞退の申出があつたので、学校保健安全法第23条に基づき、解嘱及び委嘱を行うものである。  
細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

河田学務課長 細部についてご説明を申し上げる。  
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第23条により、小・中学校にその配置が義務づけられている。  
議案第6号の資料、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表をごらん願う。網かけの部分が解嘱の対象者となる。現在の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の先生方は、平成31年3月31日までの任期となっているが、ご本人より辞退のご意向があった。一小の内

科医宮本誠先生、整形外科医三島市郎先生、二小の整形外科医の神保眞理子先生、神保先生には、本町小、一中は引き続き担当してくださる。二中の薬剤師の北川佳恵先生である。北川先生には東小は引き続き担当してくださる。

続いて、議案第7号資料、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表をごらん願う。新たな方の委嘱に先立ち、学校医については一般社団法人小金井市医師会から、学校薬剤師については東京都学校薬剤師会小金井支部から推薦をいただいている。一小の内科医は宮本諭先生、一小、二小の整形外科医には高見澤充先生、二中の薬剤師は崎川康子先生となる。

説明は以上である。ご審議のほど、よろしくお願ひする。

山本教育長 事務局の説明が終わった。

何かご質問、ご意見はあるか。

岡村委員 医師会に入られている人柄を見て、そして学校医を依頼するので、今まで高見澤先生は入っていた。新たに学校医の中に入っていただいて、神保先生たちがお譲りになるという形が本当である。

山本教育長 わかった。

ほかにご質問等、あるか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については1件ずつお諮りする。

それでは、お諮りする。日程第3、議案第6号、学校医及び学校薬剤師の解嘱についてを承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は承認することと決定した。

次に、日程第4、議案第7号、学校医及び学校薬剤師の委嘱についてを承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は承認することと決定した。

次に、日程第5、議案第8号、第28期小金井市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

西田生涯

提案理由について、ご説明する。

学習部長

平成30年3月31日をもって小金井市スポーツ推進委員の任期が満了となることに伴い、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

内田生涯

細部についてご説明申し上げる。

学習課長

スポーツ推進委員は、小金井市スポーツ推進委員に関する規則第4条により、教育委員会により委嘱される。選任基準は、小金井市スポーツ推進委員選任要綱第2条により、市内在住・在勤者であること。社会教育の事業に、実技指導、その他の協力ができる者。市民と行政との間のコーディネーターとして市民のスポーツニーズを行政に反映できる者。スポーツクラブの育成と自律的活動への援助ができる者。地域のスポーツ活動を援助できる者とされている。

また、選任方法は、同要綱第3条第1項により、小金井市体育協会から10人以内、NPO法人黄金井倶楽部から3人以内、生涯学習課から12人以内を選出するが、本日現在、体育協会から9人、黄金井倶楽部から3人、生涯学習課から11人の、合計23人となっている。

規則第3条によると、定数は25人以内であるので、まだ2人分の空席があるが、候補者が見つかったら、必要な手続をとらせていただきたいと考えている。

その他、詳細は資料をごらん願う。

以上である。

山本教育長

事務局の説明が終わった。

何かご質問、ご意見等、あるか。

鮎川教育長

男女比、年齢、再任比、バランスがとれていると思った。

職務代理者

教育委員会の場で、何回か発言してまいったが、スポーツ推進委

員の皆様方には、小金井市の行事、さまざまな活動に多大なご尽力をいただいている。これから 2 年間、お引き受けくださる皆様方に、どうぞよろしくお伝え願う。

山本教育長 そのほかにあるか。  
以上で質疑を終了する。  
それでは、お諮りする。議案第 8 号、第 28 期小金井市スポーツ推進委員の委嘱についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。  
次に、日程第 6 、報告事項を議題とする。  
順次担当から説明願う。  
初めに、学区域の見直しの検討状況について報告願う。

河田学務課長 それでは、学区域の見直しの検討状況をご説明する。  
お手元の資料をごらん願う。資料に沿って説明をさせていただく。  
1、経過である。平成 15 年 3 月に小金井市立小・中学校の今後の学校教育の在り方を検討するために設置された小金井市学校教育推進検討委員会より、「学校の適正規模ならびに通学区域の適正化及び弾力化」について「中央線高架後の通学区域等については抜本的改革を行い、適正な通学区域と適正規模の学校の実現を図っていくことが望ましい」という答申があった。  
この答申に基づき、中央線の高架化に伴い、平成 22 年度に入り検討の準備を進めていたが、実際の通学路等の状況や学級編制の学級の上限の学校規模の適正化（35 人学級）への影響を考え、適正学区等検討協議会の設置を延期し、現在に至っている。

将来的には、学校施設の長寿命化計画の策定や市全体の公共施設マネジメントの考え方とあわせた学区域の見直しが考えられるが、まず、現状と課題を整理した。

2、現状と課題である。1 点目は、まず、学校規模の視点からの検討である。市内の小・中学校の現状としては、学校教育法施行規則に定められている標準の学級数は 12 学級から 18 学級の間となっている。平成 29 年度を例に挙げると、小学校では小金井第三

小学校が23学級と、標準学級数より多く、逆に中学校では東中学校が9学級と、標準学級より少ないというような状況がある。

課題としては、1つ目が、緑中と東中との規模の偏りがあること。2つ目が、基準を超える小学校があることなどが考えられる。

資料の裏面をごらん願う。

2点目は、将来の児童生徒数推計の視点からの検討である。平成29年度、教育人口推計によると、本市の5年後の平成34年度には、児童数が平成29年度に比べて19.6%の増、生徒数が6.6%の増が見込まれている。本市においては、まだしばらくは児童・生徒数が増えると考えている。

課題としては、1つ目は、人口ビジョンなどの、他の人口推計値との比較や検討をしていく必要があること。2つ目は、三小、本町小、緑小などの学級増が見込まれる学校の施設的な見通しを立てていくこと。それから、3点目として、武蔵小金井駅南口再開発や市東部地区の開発事業の影響を把握していくことなどが挙げられる。

3点目は、通学区域の利便性等の視点からの検討である。もともと保護者からの要望のある地域があること。また、中央線の高架化による影響などがある。

課題としては、保護者からの要望への対応や、学校からの意見聴取をする必要などである。

3、今後の進め方である。現状と課題を整理する中で、特に緑中と東中の生徒数の調整、それから一部の小学校に対する児童数の増加は、喫緊に対応しなければならない課題と認識している。

具体的な検討としては、中学校の生徒数を丁目ごとに出していく、幾つかの地区の学区域を変更して、中学校5校の規模を平準化するシミュレーションを行ってみた。しかしながら、学区域を変更する対象地域が多くなってしまい、一斉に変更を行うには影響が大変大きいことが予想される。また、あわせて、小学校の学級数も考えると、さらに対象地域が多くなり、複雑となることがわかった。

学区域の変更に関しては、市民生活に大きくかかわることから、丁寧に進めていきたいと思っている。有識者や市民を交えた検討協議会を設置し、一定の時間をかけて検討する必要があり、決定してからも1年以上の周知期間が必要となる。

その一方で、喫緊の課題にも対応していかなければならないため、例として、近隣市でも実施している調整区域を設定し、弾力的運用

で喫緊の課題を乗り切ることも一つの案として出ている。調整区域とは、指定学校以外の学校へ進学することを認めるために設定する区域のことで、学校規模の適正化や標準化を図るために設定するもので、学区域の変更に比べると比較的取りかかりやすい手法である。

いずれにしても、平成30年度以降は、なるべく早い段階で上記課題の優先順位を決めて、部内・府内での検討を進め、進め方やスケジュールをまとめていきたいと考えている。

教育委員会にも適宜報告してまいりたいと考えている。

報告は以上である。

山本教育長 これは非常に大きな課題である。あくまで学務課でまとめた段階である。

何かご質問、ご意見等があつたらお願いする。

福元委員 的確に大事なことを押さえて計画を立てていただいていると思う。一つだけ、有識者や市民を交えた検討協議会を設置し、とあるので、ここに含まれていると思うが、地域を重視してほしい。学校は地域と非常に密接につながっており、支えられてもいる。地域の声は大事に聞く必要があるかなと思う。そのところも、検討の一つに入れていただければと思う。

山本教育長 例えば子供会とか、健全育成の地区委員会とか、いろんな組織があるので、そういう方たちはどこに入るか。

河田学務課長 検討協議会のメンバーを決める段階で、どの方たちを入れていくかというのも、また検討できればと思う。

山本教育長 関係機関の方も。

そのほか、ご質問等、あるか。

浅野委員 2つ質問と、1つコメントであるが、1つは、検討協議会の設置を延期してきたということで、時間的なスケジュール感というか、これが、今後もどちらかというと延期していく方向なのか、それとも、もうそろそろ待ったなしの状況なのかといったあたりの感覚が、何かあれば教えていただきたいということが1つ目の質問である。

2つ目の質問は、調整区域の設定というのは、私はいいアイデアだなと思いながら伺っていたが、これを決定する部局というか、部署というか、これは教育委員会内部で決定できることなのか。ということが2つ目の質問である。

3つ目は、これは質問ではなくて、コメントであるが、昨年の1月の定例会議で、平成30年度の各小・中学校の予想在籍児童・生徒数が示されたと思う。三小と緑中が多いなという印象はあるが、特に三小の中で在籍児童数が150を超える学年が2学年できることになると思う。それで、150人を超えると、やはりいろいろと指導上も難しいところがある。例えば校外引率を伴う行事の場合等、150人以上を一遍に連れて引率するというのはなかなか難しいところもあるのかなと思う。だから、そういった学校内でのさまざまな行事活動であるとか、その他の活動においても、そろそろ難しさが限界に達しつつあるのではないかという印象を持っている。これが3点目のコメントになる。

河田学務課長 検討協議会を延期してきて、現在に至っているということで、中央線の高架化は一定終わったというところで、なかなか新たな課題に取りかかることが今までできなかつた状況があるが、1つは、検討協議会等で検討する場合に、やはり一定の時間というのは、1年というよりは、2年とか、一定の期間がかかると思うし、また、決定してから1年以上の周知の期間というのがあるので、実際に実施するまでに、やはりまだ、今からやるとしても何年かはかかるかなというスケジュール感を持っている。

ただ、今ご説明したように、早く取りかからなければならない課題というのもあるので、そちらのほうは、これは全く、まだ担当課での案の段階であるが、調整区域等の弾力的運用で対応しながら、それと同時並行で協議会というのを設置して進めていけたらいいかなというふうな感じである。

浅野委員 調整区域の設定は我々の間で。

河田学務課長 学区域の変更の場合であると、教育委員会の、最終的には、中の規則の改正になるので、教育委員会の議決ということで、最終的に決まっていくが、それまで、それを固めるために非常に時間がかかる

る。

調整区域については、要綱の改正をして、一定、やはり周知をしていくという流れになるが、こちらのほうで意見を伺いながら、教育委員会の担当のほうで要綱を改正して、決定していくことができるので、比較的、事務手続としてもやりやすいやり方かなと認識しているし、あとは、実際の区域の方にとってみても、指定校以外の学校以外も選べるという、選択ができるというところで、強制的に学区域が変わるわけではないので、もともとの学区域に行きたい場合は、通常どおり行けるという内容、制度になるので、それほど対象になる方も抵抗はないかなというところで、進めやすいかなというような気がしている。

山本教育長 よろしいか。

浅野委員 ありがとう。

山本教育長 調整区域の設定は学区域の変更よりも早くなる。だから、二段構えで進めていくと。同時並行だけれども、調整区域は早くなる。

それから、調整区域については、要綱改定なので、ここでの決議事項ではないということか。事務局のほうで原案をつくって、教育委員会の中でご意見を伺いながら事務局のほうで進めていくという形になると思う。規則改正のほうはここで決議する必要があると。そういうことか。

河田学務課長 そうである。

山本教育長 ありがとう。

それでは、2番目である。平成30年度就学援助制度について。

河田学務課長 それでは、平成30年度就学援助制度について、ご報告する。

前回の定例会でもご報告させていただいたが、制度を適正に運用するために、平成28年度から就学援助制度の見直しを進めてまいった。今年度は認定基準を収入の1.7倍から1.6倍と変更した。あわせて入学時学用品の単価を大幅に増額し、30年度の中学校入学者に対して前倒し支給を実施している。

平成30年度については、認定基準を収入の1.6倍から1.5倍に変更する。生活保護基準については、引き続き平成25年4月1日の第68次基準を適用する。この変更では48の方に影響が出る見込みである。

あわせて、入学時学用品費の前倒し支給を、小学校入学前のご家庭に実施する。

今後のスケジュールとしては、4月から学校を通じてお知らせや申請書の配布等を行ってまいり。

また、入学時学用品費の前倒し支給に関しては、新小学校1年生のご家庭には10月から11月にかけて実施される就学時健康診断の通知に同封する等でお知らせを配布して、1月ごろに申請を受け付けて、入学前の3月に支給をする予定としている。

報告は以上である。

山本教育長 ご質問、ご意見等、あるか。よろしいか。

浅野委員 2つ質問させていただきたいが、1つは、前回の定例会でも、この話題、ご説明があったように、就学援助の認定基準を引き下げる。それと同時に、ほんとうに必要な人々への支援を手厚くしていくというお考えが示されていると思う。私もそれを是とするものである。

昨年は、そのことを具体的に実現するに当たって、入学時の学用品費を大幅に増額することによって対応したのではないかなと思う。そのことについて、今年は1.6倍から1.5倍に下げるに当たって、どの部分がそれに当たるのか。入学時必要学用品費の金額は、多分、昨年と同水準である、今年は。なので、ちょっと質問が入り組んでいるが、昨年度と同水準と考えてよいかという確認の質問が1点と、今年度、さらに認定基準を引き下げるに当たって、それを別の面でより充実させるというふうに説明できる部分はどこにあるかということがもう一点である。

さらに、もう一つ質問があって、いわゆる準要保護者の入学時学用品費というのは、国ではなくて市のお金でおそらく賄っているんだと思われるが、昨年は補正予算で対応されたというふうにご説明があったかと思う。今年度も同じように補正予算で対応されるということかというのが2つ目の質問である。

- 山本教育長 3つ目か。
- 浅野委員 厳密に言うと3つである。
- 山本教育長 では、3つの質問にお願いする。
- 河田学務課長 制度の見直しに当たって、より必要な方に手厚くしていくという方向性はそのとおりである。  
今年度は国の要保護のほうの補助金の関係で、国の補助単価がアップしたことにより、準要保護のほうは補助はないが、市のほうでも合わせている。こちらの入学時学用品費の額を増額することとした。  
30年度については、こちらの金額は引き続きこのままの金額で支給させていただく。  
それで、2つ目の質問で、今回の見直しに当たっての、充実した部分ということであるが、30年度については、小学校の前倒し支給を実施するということで、こちらの予算のほうは、どうしても実施する場合、2年分の予算を計上する必要があるので、こちらのほうをさせていただきたいと思っている。  
予算のほうは、30年度については、その分は当初予算に計上させていただいている。
- 山本教育長 よろしいか。
- 浅野委員 ありがとう。
- 山本教育長 ほかにご質問等あつたら、お願いする。よろしいか。  
それでは、3番である。働き方改革について。
- 小林指導室長 それでは、資料5をごらん願う。  
まず、趣旨であるが、そこに書かれているとおりである。  
2番目、3番目から説明させていただく。  
学校における働き方改革の目的であるが、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ること

で、東京都で作成した「学校における働き方改革推進プラン」より引用している。

当面の目標であるが、昨年8月に市教育委員会が実施した小金井市立学校教員勤務実態調査では、1日の在校時間11時間以上が約68.8%、小が65.7%、中学校が75.2%という結果となつた。その内、1日12時間以上が42.1%を占めている。

そこで、学校における働き方改革に向け、当面の目標を以下の通りに設定することにした。それは、1日あたりの在校時間が12時間を越える教員をゼロにするということである。

上記で言う在校時間12時間とは、月当たりの時間外労働がおむね80時間となる状態を1日あたりに換算したものである。

続いて、5番目、具体的な取組であるが、目標の達成のための小金井市の働き方改革として、以下の通りの4つの方策をとる。

方策1、在校時間の適切な把握と意識改革の推進。教員の勤務時間を、タイムカード等により客観的に把握するとともに、教員が時間を意識した仕事を行うことができる環境を整備することは、服務監督者である市教委及び校長の責務である。そこで、本市においては、学校に設置してあるタイムカードを活用して、教員の勤務管理を行う。

方策2、定時退庁日や夏季休業期間中における連続した学校閉庁日の設定。教員の休養を確保し、意識改革を図るために、定時で一斉に退校する定時退庁日や夏季休業期間中に連続した学校閉庁日を設定する。

平成30年度より実施し、お盆の時期と日程を重ねて、30年度は、8月13日、月曜日から、17日、金曜日の5日間とする。教職員の勤務の扱いは年休、週休日の変更、夏季休暇等とする。また、定時退庁日については、毎週水曜日に設定するなど、校長が各学校の実態に合わせて設定する。

方策3、中学校部活動外部指導者の派遣。教員の部活動の負担を軽減させるために、教員に代わって指導ができる「部活動指導員」を配置する。また、地域人材を積極的に活用していく。

「部活動指導員」については、国や東京都の動向を注視しながら制度を整えていく。このことにより、平成30年度については、別紙の通り「有償ボランティア」として検証事業を行うとしている。

方策4、教員業務の見直しと業務改善の推進。学校への調査や依

頼等の実態把握を行い、その精選や縮減に向けた取組を推進する。また、教員業務の見直し校務分掌の分担の平準化等、学校における業務改善を推進していく。このことについては、平成30年度より実施する。

5番、検証。2月に、教員実態調査を行い、数値的変化を見取っていく。更なる課題が生じた場合は、改めて方策の検討をしていく。以上である。

山本教育長 ご質問等、あるか。これも全国的に大きな問題である。

鮎川教育長 この問題について、いろいろな改革をありがとう。先生方の勤務時間の長さ、そして、時間的な問題だけではなく、さまざまな問題まで対応してくださっていることなど、頭が下がる思いである。

職務代理人 その中で、中学校の部活動に関しては、新聞などでも報道されているとおり、他県、もしくは他市でも、さまざまな取り組みがされていると思うが、小金井市ならでは、地域の人材の方々を積極的に活用していただけたととてもよいと思う。

これは、先生方の働き方改革のみならず、スポーツは専門性があるので、部活動が継続的に、先生方のご異動に関係なく行われていくためにも、部活動外部指導員の方の活用は、その観点からも意味のあることと思う。土、日や放課後に活動が偏ってしまう部活動を、地域の方々のお力をいただきながら、先生方の勤務時間の軽減、ご負担の軽減につながっていくとよいと思う。よろしくお願いする。

以上である。

山本教育長 そのほか、あるか。

浅野委員 質問ではないが、先月、文科省で開かれた市町村教育委員会の研究協議会で、この問題に関するワーキンググループに出席し、さまざまな意見を聞いてまいったので、そのご紹介を3点だけさせていただく。

まず、タイムカードの導入について、既に実施している自治体の教育委員なしいは教育長の先生方からは、教職員の側が、自分がどのくらい働いているのかという、その意識を高める上で非常に効果があったというご意見が出されていた。

2点目は、閉庁日、それから、定時退社日というか、ノー残業デーである。これを設置している市町村も既に幾つかあるわけだが、そちらのほうからあった報告では、おおむねうまくいっているが、やはり中学校の場合、ネックになるのは部活であるという報告がなされていた。特に、大会等、あるいは練習試合が近い場合、どうしても練習したいという子供の声に応えざるを得ないという、そこが一つ貫徹する上での難しいポイントになるというご報告があった。

3点目は、今回の提案とは少しずれるが、23区の、ある区の教育長の先生が、ご自身が行われた対策として、学校連絡を、緊急時以外、全て留守電に切りかえることを試みている。それによって、教職員の電話対応の時間を減らすという試みを行っていらっしゃると。わりとうまくいっているというご報告もあった。

以上、3点である。

山本教育長

ありがとう。

部活動の時間数を増やしたことについての報告を願う。まだ予算案を通過していないが、可決されていないが、一応予定として。

小林指導室長

部活動の予算であるが、全体の、平年に比べて、平年が270万ぐらいであるが、プラス156万にし、部活動の指導員に来ていただくということで計画をしている。

山本教育長

ということである。予算が通ればである。

それでは、今の浅野委員のご紹介があったお話を参考にして、継続して指導室等が中心になって取り組んでいただきたいと思うので、よろしくお願ひする。

次である。不登校児童生徒支援モデル事業について。

小林指導室長

平成28年度、29年度、東京都教育委員会において関係機関と連携した総合的な不登校児童生徒支援モデル事業の完了及びその成果についてご説明をする。

本事業は、教育委員会及び市内の小・中学校や福祉や医療などのさまざまな関係機関や専門家と連携して、小学校の不登校の児童・生徒や、その保護者を支援するとともに、個々の児童・生徒による状態に応じて計画的に支援していくための体制づくりを推進し、支

援方策を確立することを目的として定める。

小金井市においては、不登校となっている全ての児童・生徒の状況改善を図ることを目指し、校内の支援体制の構築及び関係機関と連携した取り組みの実現に努める。

具体的には、定期的に開催する不登校対策委員会を校内で実施したり、不登校支援コーディネーターを活用する。また、養護教諭の専門的な視点に基づいた指導、助言も行っていく。さらに、外部の人材として、医師及びスクールソーシャルワーカー、訪問支援員を活用して、登校児童・生徒の状況改善に努めてまいった。

2年間の取り組みを通して、不登校であった児童・生徒全体の約7割の児童・生徒の状況改善を図った。具体的には、朝起きられなかった児童が、訪問支援員のかかわりにより登校する日数が増加した。入学から一度も登校できておらず、誰とも会うことができなかつた生徒たちに、医師が家庭訪問し、本人と話をすることができたなどの報告が上がっている。

東京都教育委員会指定の本モデル事業は平成30年3月をもって終了するが、2年間のモデル事業のノウハウを、来年度も引き継ぎ、それぞれの取り組みを充実させていきたいと考えている。

報告は以上になる。

山本教育長

口頭の報告であったが、何かご質問等、あるか。よろしいか。

また、資料等、もし欲しいという方があれば、指導室長に申し出てほしい。お願いする。

次である。市立小学校特別支援教室について。

平田統括

市立小学校特別支援教室の開設について報告する。

指導主事

小金井市では、東京都教育委員会の特別支援教室の導入ガイドラインに基づき、平成30年4月に小学校特別支援教室を開設する。このことにより、小学校で行われてきた情緒障害通級指導学級による通級の指導が特別支援教室で行う指導に変わる。特別支援教室は各小学校に設置される。拠点校から巡回指導教員が各小学校を訪問し、決められた時間に特別支援教室で特別な指導を行う。拠点校は、小金井第二小学校、小金井第四小学校、南小学校の3校になる。

特別支援教室では、一人一人の課題に応じて工夫された指導方法や教材を使って学習する。できた、楽しいと思える体験を積み重ね、

自信と意欲を育てていく。また、数人のグループで活動する中で、コミュニケーション力を育てていく。自分も相手も気持ちよく過ごすために、上手な言葉によるやりとりや、相手の気持ちを考える学習などをします。

平成30年度であるが、4月、5月を準備期間としている。各小学校、準備が整い次第、指導を開始する。

報告は以上である。

山本教育長 これも口頭であるが、教室の設備の工事は全部終わったということか、既に9校とも。支援員の配置は各校1名。配置は4月当初からされるということか。本格実施は6月ぐらいからということか。

平田統括  
指導主事 はい。

山本教育長 ついでに言えば、中学校のほうは来年度、再来年度からか。

平田統括  
指導主事 平成33年までに、準備が整い次第、始めてくれというアナウンスなので、なるべく早く準備を進めていきたいと思う。

山本教育長 中学校のほうの準備も着々と進めてほしい。  
ご質問等、あるか。

鮎川教育長 今まで通級がある学校とない学校があり、通級がない学校のお子様にとっては、遠くに通うというご負担があったが、各学校に特別支援教室ができると、全てのお子様に平等かつ公平な環境ができ、期待できると思っている。

特別支援教育は、これからますますニーズが高まっていくと思う。先生方のご負担の軽減という点からも、統括の先生をはじめとした事務局のフォローも手厚くお願いしたい。よろしくお願いする。

山本教育長 そのほか、あるか。  
それでは、次へ行く。総務省『「次世代学校ＩＣＴ環境」の整備に向けた実証』の研究について。

平田統括  
指導主事 総務省『次世代学校ＩＣＴ環境』の整備に向けた実証』の研究について報告する。

3年間の実証研究の1年目を終えた。平成29年度は3つの取り組みを行ったので、その中間報告をする。

1点目、ＩＣＴ環境の整備についてである。南中学校の生徒用情報端末として137台のノート型の携帯型情報端末を整備した。また、前原小学校の児童用の携帯情報端末として、こちらは中古のタブレット型のものであるが、情報端末を80台整備した。

2点目、先端技術を活用した事業についてである。前原小学校でプログラミングなどの授業を開始し、市内外に向け、研究成果を還元した。また、3月8日にはカンボジアのハン・チュンナロン教育青少年スポーツ大臣を含む3名が、前原小学校のプログラミング教育などの先進的な取り組みについて視察し、意見交換を行った。

3点目、携帯型情報端末の活用に伴う個人情報の扱いについてである。2月7日の、平成29年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会において、小金井市立学校における携帯型情報端末及び携帯型情報端末のオンライン接続について諮問し、個人情報保護の取り扱いについて確認をした。今後は、クラウドサービスの利用など、個人情報の管理について保護者に手紙を配布するなど、丁寧な説明を行ってまいる。

報告は以上である。

山本教育長 ご質問等、あるか。

600台のアイパッドの件は。

平田統括  
指導主事 一部、もう前原小学校に、平成29年度に導入し、使用検証した。今後、他校に展開するように進めてまいる。

山本教育長 共同研究という形で、600台のアイパッドを提供していただきたい、各学校に四、五十台ずつ配給すると。これは4月中にやるか。

平田統括  
指導主事 はい。

山本教育長 4月中にそれを行うと。今までの大型テレビと、それから、無線

ＬＡＮとを接続して、各担任が学級などで、あるいは中学校の授業のときに活用できるという形を整える。

この総務省のテーマを読んでみてくれ。

平田統括  
指導主事 『「次世代学校ＩＣＴ環境」の整備に向けた実証』である。

山本教育長 それで、特に小金井市の柱立ては何か。

平田統括  
指導主事 柱立てというと、まず、1人1台を目指すという、当時の計画だったが、実際のところは文科省が進める3人に1台程度を目標に、携帯型の情報端末を整備していくという。その台数を確保するために、海外で使われているような安価なものを活用したり、中古のタブレット型のものを活用したりして、整備をして推進しようと考えている。それが1点目の部分である。

もう一点が、先端技術を活用した事業ということで、前原小学校を起点にプログラミング教育であったり、日本の最先端の授業を開発するという目的で研究しているものである。その2本が大きな柱である。

山本教育長 できるだけお金をかけないで、そういうところを研究していくこうというテーマである。小金井市で与えられたテーマである。それが全国のモデルになるということである。小金井らしい研究になるとと思う。

いかがか。ご質問等、あるか。

それでは、図書館の蔵書点検の結果について。

菊池図書館長 それでは、図書館の蔵書点検の結果について、口頭にてご報告する。

図書館では、蔵書資料の的確な把握を行うため、毎年全館で特別休館を設けて蔵書点検作業を行っているが、本年度は、図書館本館が空調設備の改修工事で長期休館し、1月に再開したばかりであるので、重ねて休館することが困難であることから、蔵書点検は分室のみで実施した。

点検期間は、通常の休館日も含めて、東分室、緑分室、貫井北分

室で2月20日、火曜日から23日、木曜までの4日間で、点検時点での3館の貸出中を含めた総点検対象数は18万7,256点で、このうち貸し出しされていないにもかかわらず所在が不明な資料は268点あった。不明率は0.14%で、前年度の3館の不明資料435点、不明率0.24%であったので、若干減少しているということになっている。

ご報告は以上になる。

山本教育長 ご質問等、あるか。

不明率というのは、業界用語みたいであるが、全国的な平均値はあるか。

菊池図書館長 公立図書館での蔵書数に対する不明率とか不明図書の割合とかというが、平均的な割合について、こちらで把握している統計等の数値はない。ただ、一般の方が書架に入られて本を選ぶ開架式の図書館であれば、蔵書に対して0.4%から0.5%の不明率が平均ではないかと言われている。

また、近隣市の中では、平成25年度の蔵書点検で、不明率0.16%と公表されているところもあるので、本市の不明率を見た限りでは、平均の範囲内ではないかなと言えるかと思う。

山本教育長 悪意ではなくて、借りて返すのを忘れるとか、そういうのはないのか。

菊池図書館長 ある。それは貸出中に含まれる。

山本教育長 何かあるか。

それでは、その他である。

学校教育部から報告願う。

加藤庶務課長 教育だよりの発行についてである。

教育だよりの印刷が完了し、整ったので、関係機関に先週から配布している。教育委員の方々にもお手元に配付させていただいた。

報告は以上である。

山本教育長 大変いいものができたと思うが、後でまた気がついたことがあつたらお寄せ願う。  
ご質問等、あるか。

鮎川教育長 とてもきれいで、読みやすく、すてきなレイアウトだと思う。  
職務代理者

山本教育長 せっかくこういういいものだから、年2回発行するとか、そういう計画はないか。難しいか。

加藤庶務課長 財政等の兼ね合いがある。いろいろ総合的に調整してというふうな方向でできればいいと考えている。

山本教育長 生涯学習部から報告があればお願ひする。

西田生涯 学習部長 ない。

山本教育長 それでは、今後の日程について。

中島庶務係長 教育委員会の今後の日程について報告する。  
3月30日、金曜日、退職副校長、校長の市長への挨拶が庁議室でとり行われる。山本教育長、鮎川委員、福元委員のご出席をお願いする。

続いて、4月2日、月曜日に、教育長就任辞令交付式と、教育委員会委員任命辞令交付式、新補・転補副校長、校長辞令伝達式・市長への挨拶が庁議室でとり行われる。福元委員、岡村委員、浅野委員のご出席をお願いする。

続いて、小学校、中学校の入学式が、4月6日、金曜日と、9日、月曜日に各小・中学校でとり行われる。福元委員、浅野委員のご出席をお願いする。

続いて、平成30年第4回教育委員会定例会が、4月17日、火曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成30年度教育施策連絡協議会が、4月20日、金曜

日、午後2時から中野サンプラザで開催される。福元委員、浅野委員のご出席をお願いする。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が、4月24日、火曜日、午後2時から東京自治会館で開催される。福元委員のご出席をお願いする。

続いて、平成30年第5回教育委員会定例会が、5月8日、火曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

今後の日程は以上となる。

- 山本教育長 何かご質問等、あるか。よろしいか。  
それでは、以上で報告事項を終了する。  
これから報告事項10から日程第9までの4件を議題とするところであるが、本件は人事に関する議案である。小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断する。委員の皆様、異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

- 山本教育長 全員異議なしと認め、秘密会を開会する。  
準備のため、休憩する。  
傍聴人の方におかれでは、席を外していただくことになるので、よろしくお願いする。

休憩 午後2時26分  
再開 午後2時42分

- 山本教育長 再開する。  
以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成30年第3回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後2時43分